

令和6年度井原市地域農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

本市は、地域によって標高が大きく異なり、その地域に適した作物・品種が栽培されている。本市を代表する作物としては、ぶどうやごぼう（明治ごんぼう）があり、それらの特産品を活かした交流拠点の整備が進められてきた。しかし、農業従事者の高齢化や後継者不足により、農村の過疎化が急速に進行しており、不作付地が年々増加している。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

本市は、中山間地域であり南部と北部で標高が大きく異なり、それぞれの地域に適した作物・品種が栽培されている。また、基盤整備はある程度進んでいるが、区画は狭小であり、生産規模の小さい生産者が多く生産性も低い。その中でも、加工用として安定した収入が得られる「玉ねぎ」や「なす」を中心とした野菜の作付けへ移行を推進し、地区としての出荷量を確保し有利販売を行えるようにする。

また、市東部の美星地域を中心に水田転作作物として栽培されてきたささげは、雑穀業者を中心に需要は根強くあるが、収穫や収穫後の調整は機械化されていないことから、個人での生産の拡大が難しく、需要に応えられていないため、収穫後の調整を機械選別することにより、作付け面積の拡大を図る。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

本市では、中山間地域であり基盤整備できている場所においても区画は狭小であるため面積要件として団地化するには難しいが、農地の集積を推進する。

また、ブロックローテーションについても区画が狭小であるため、取組が難しいのが現状である。

主食用米の需要が毎年減少傾向にあるため高収益作物への転換を推進していく。

高齢化が進む中ではあるが、担い手を対象とし有効的な作物の検討を行い、畑地化を支援する事業を活用して畑地化を進めていく。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

井原市では、「ヒノヒカリ」を主要品種として、基本技術の励行による品質の向上及び栽培管理記帳の徹底を図っている。しかし、近年、出穂期の高温による品質低下（白未熟粒）が発生している。そこで、遅植えや肥培管理等の栽培管理指導により品質向上を目指すとともに、高温耐性品種「にこまる」「きぬむすめ」への転換を指導する。美星地区においては、「コシヒカリ」を有機質肥料の使用や慣行栽培より農薬を2分の1以下とする減化学肥料・減農薬栽培をする特別栽培米（星むすめ）の取組を行っている。

販売については、「にこまる」「きぬむすめ」は家庭用を中心に需要があるが、今後、全農より学校給食等への販売を目指す。

また、直売施設において消費者ニーズを捉えながら、美星地区の星むすめのような有機栽培等の特色ある米づくりを推進する。

（２）非主食用米

ア 飼料用米

水田を有効活用する品目の一つとして飼料用米を推進する。全農との契約栽培により、需要に応じた生産数量を確保する。

また、大型稲作農家に対して団地化や多収品種の導入を推進するとともに地域の畜産農家と連携を強化し、飼料用米の利用拡大を図る。

イ WCS 用稲

主食用米と同一品種での取組ができ、中小規模の農家でも取組が可能なことから、畜産農家の需要動向を踏まえながら作付面積の維持・拡大を図る。

ウ 加工用米

主食用米と同じ品種で取組ができ、中小規模の農家でも取組が可能なことから、水田を有効活用する品目の一つとして推進する。

全農との契約栽培により、需要に応じた生産数量を確保するとともに、実需者との複数年契約による計画的生産の取組を推進する。

（３）麦、大豆、飼料作物

麦、大豆については実需者との契約販売により需要に応じた生産の推進を行うとともに、講習会を開催する等、基本技術を励行し品質の安定化を図る。

飼料作物については畜産農家との一層の連携強化により、既取組農家の作付面積の拡大を図る。

（４）そば、なたね

全農や美星青空市（青空市ではそば粉の需要が増加している）との契約栽培等を推進する。肥沃な土壌条件でなくとも栽培可能で小面積でも取り組めることから、高齢者に作付けを推進し、作付面積の拡大を図る。

（５）高収益作物

ア 野菜

水田を活用して収益性が高い「玉ねぎ」「なす」「きゅうり」「かぼちゃ」「トマト」「キャベツ」「ほうれんそう」「アスパラガス」「イチゴ」を作付けし、栽培面積を維持する。市内の青空市や直売所からの需要があり、消費者のニーズに沿った有機栽培等の作付けを推進する。

イ 果樹

ぶどう・ももを中心に、新規生産者等に対する栽培指導の徹底や栽培講習会の開催等により品質の安定化を図る。

ぶどうについては市場ニーズの高い「ピオーネ」「瀬戸ジャイアンツ」「シャインマスカット」への改植・新植を推進するとともに、従来から作付されている「ベリーA」についても推進する。

ウ 花き

「りんどう」「菊」「ピペリカム」等について説明会や栽培講習会を開催して栽培の推進を行い、栽培面積の拡大、品質の安定を図る。

特に、岡山県の重点推進品目である「りんどう」は、夏場の高温時でも花もちがよいことから仏花として需要が高いため、お盆・彼岸に出荷できるように講習会や視察等を行うことで、作付面積を拡大し、産地化を図る。

また、「シャクヤク」については不作付地解消作物として推進する。（花き又は漢方として活用を図る。）

エ 雑穀等

全農や雑穀商を中心に、契約栽培を通じて需要に応じた生産を行う。

特にささげは、高標高地である美星町が栽培に適しているため、栽培講習会を開催し栽培の推進及び品質の安定化を図る。

また、加工用青刈り稲は正月用お飾り等の需要があることから、作付面積を維持する。

5 作物ごとの作付予定面積等

～

8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等	当年度の 作付予定面積等		令和8年度の 作付目標面積等	
		うち 二毛作	うち 二毛作	うち 二毛作	うち 二毛作
主食用米	582.3		582.3		582.3
備蓄米	0		0		0
飼料用米	11.5		11.5		11.5
米粉用米	0		0		0
新市場開拓用米	0		0		0
WCS用稲	1.4		1.4		1.6
加工用米	0		0		0
麦	0.2		0.2		0.8
大豆	6.8		6.8		7.2
飼料作物	6.9	3.6	6.9	3.6	6.9
・子実用とうもろこし					
そば	0.8		0.8		0.8
なたね	0		0		0
地力増進作物	1		1		1
高収益作物	66.2		66.2		68.2
・野菜	44.6		44.6		45.7
玉ねぎ	1.8		1.8		1.8
なす	1.6		1.6		1.7
きゅうり	0.7		0.7		0.7
かぼちゃ	1.0		1.0		1.1
トマト	1.0		1.0		1.0
キャベツ	0.4		0.4		0.5
ほうれんそう	0.2		0.2		0.2
アスパラガス	0.3		0.3		0.3
イチゴ	0.4		0.4		0.4
野菜類（上記外）	37.2		37.2		38.0
・花き・花木	6.1		6.1		6.8
・果樹	13.7		13.7		13.9
・その他の高収益作物	1.7		1.7		1.8
小豆	0.8		0.8		0.8
ささげ	1.6		1.6		1.7
その他	4.4		4.4		4.7
・雑穀類（小豆・ささげ以外）	2.3		2.3		2.5
・加工用青刈稲	0.3		0.3		0.4
・その他	1.8		1.8		1.8
畑地化			0.1		0.1

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標		
				前年度（実績）	目標値
1	野菜（玉ねぎ・なす・ きゅうり・かぼちゃ・トマト・ キャベツ・ほうれんそう・ アスパラガス、イチゴ） 果樹類、花き・花木類、 小豆、 加工用青刈り稲（基幹作）	地域振興作物助成	作付面積	（令和5年度） 1.53ha	（令和8年度） 2.50ha
2	ささげ	ささげ作付助成	作付面積	（令和5年度） 0.35ha	（令和8年度） 0.37ha
3	りんどう	りんどう作付助成	作付面積	（令和5年度） 0.35ha	（令和8年度） 0.47ha
4	芍薬（シャクヤク）	不作付地解消助成	作付面積	（令和5年度） 0.11ha	（令和8年度） 0.20ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:岡山県

協議会名:井原市地域農業再生協議会

整理 番号	使 途 ※1	作 期 等 ※2	単 価 (円/10a)	対 象 作 物 ※3	取 組 要 件 等 ※4
1	地域振興作物助成	1	6,000	野菜(玉ねぎ・なす・きゅうり・かぼちゃ・トマト・キャベツ・ほうれんそう・アスパラガス・イチゴ) 果樹類、花き・花木類、小豆、加工用青刈り稲(基幹作)	作付面積に応じて支援
2	ささげ作付助成	1	6,000	ささげ(基幹作)	作付面積に応じて支援
3	りんどう作付助成	1	7,000	りんどう(基幹作)	作付面積に応じて支援
4	不作付地解消助成	1	7,000	芍薬(シャクヤク)(基幹作)	作付面積に応じて支援

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。